


平成 28 年度園田地区きずな講演会報告

テーマ	障害者が自分らしい暮らしを実現するために	
日時	平成 29 年 3 月 10 日（金曜日） 午後 2 時から午後 4 時まで	
場所	尼崎市立園田公民館 ホール	
講師	大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類 准教授 三田優子 氏	
参加者	70 人	
事業の目的	平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害者差別解消法」を分かりやすく理解するため、障害者の自立支援活動を行っている講師の話の聞き、障害者が自分らしい暮らしを実現するためにはどのようにしたらよいのか、学び考える機会とする。	
講演内容	<p>障害者が社会で生活しにくいのは、社会の仕組み（人々の偏見、建物や制度など）に問題があり、障害のある人が、ない人より不利になるさまざまな場面は、社会の側が変わる必要がある。</p> <p>「障害者差別解消法」では①不当な差別的取扱い、②合理的配慮をしないことは差別となる。合理的配慮とは、障害のある人が、他の人と同様に社会生活を送れるよう、社会の方で必要な変更や調整を行うこと。何に困っているか同じ障害名でも「個人によって違う」ため、コミュニケーションが重要となる。また、押し付けの「配慮」は差別にもなりうる。法律の意義、中身を理解することは重要であるが、そもそもこのような法律が必要になる実態が問題である。</p> <p>誰もが誰かを差別したり、傷つける可能性を持っていて、「虐待」「差別」された障害者は、「実体験」としてずっと覚えている。法施行前にもたくさんの「傷」をもつ当事者にどれだけ寄り添えるか、存在の価値を伝える事が大事である。</p>	
参加者からの感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住人への障がい者に関する知識普及をもっともっと活発にやってほしい。</li> <li>・障害者に対する支援とは、障害者が望むことを助けること。決して同情したり、代わりにしてもらうことではない。傷害のある方を深く理解し、寄り添っていく心を大事にしたい。①社会性②市民性③専門性 この順番で大切にしたい。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実例に即したお話だったので、とても分かりやすかった。</li> <li>・ 今職場でもめごと（いじめ）があり、もんもんしていたときだったので勇気をもらえた。</li> <li>・ アスペルガーについて教えていただきたい。</li> <li>・ 障害者に対しての認識を得た。</li> <li>・ 手話言語条例が成立してから聾者に対する意識が高まってきた。</li> <li>・ 普段気が付かないでいたことがたくさんありました。自分も加害者になるって気づかなかった。</li> <li>・ 講演を聞いて「はっ」と思う言葉がたくさんあった。解消法が必要とまらない社会が実現できるようになればと思う。</li> <li>・ 発達障害、知的、精神障害者の親亡き後の生活を次回してほしい。</li> <li>・ 障害者差別解消法の話をもっと具体的に聞くことができよかった。</li> <li>・ 障害を持つ親として勉強になった。</li> <li>・ 知的障害をもつ息子がおり、今まで遠慮に暮らしていたが、母子で生きにくさを感じていた。もう少し息子に優しくなれそう。</li> <li>・ あかるくて元気な良い話だった。分かりやすかった。</li> <li>・ 高齢化と共にだれでも障害者になっていくので人生のさいごまで自分らしく生きたいと願うのは、人として大切なことだと思いました。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">成 果</p>	<p>障がい者を支援することは、特別扱いするのではなく寄り添っていくことが大事であることを学んだ。誰もが住み良い環境を作るためには地域社会で取り組んでいかななくてはならないこと認識した。</p>